

日弁連総第10号  
2024年（令和6年）6月24日

法務大臣 小泉龍司 殿

日本弁護士連合会  
会長 淵上玲子

### 死刑制度の廃止等を求める要請書

#### 第1 要請の趣旨

- 1 死刑制度を廃止する立法措置を講じること。
- 2 死刑制度が廃止されるまでの間、全ての死刑の執行を停止すること。

#### 第2 要請の理由

- 1 死刑は、基本的人権の核を成す生命に対する権利を国が剥奪する刑罰であり、近代人権思想において刑罰が身体刑から自由刑に見直される中で、唯一残された最も苛烈な刑罰である。

しかし、死刑に犯罪を抑止する効果があることは証明されておらず、また、刑事裁判から誤判・えん罪のおそれを払拭することはできない。

当連合会は、2016年に開催された第59回人権擁護大会において「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、国に対し、死刑制度の廃止と刑罰制度全体の見直しを求めてきた。さらに、2022年11月には「死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言」を取りまとめて、死刑制度の廃止に向けた道筋を示した。

- 2 国際的には多くの国が既に死刑制度を廃止している。アフリカでの死刑廃止の動きは最近特に顕著である。韓国は事実上死刑を執行しておらず、アメリカでも既に約半数の州で死刑が廃止され、連邦レベルでの執行も停止されている。OECD加盟国で見ると、国全体として死刑を執行し続けているのは日本だけである。

2022年11月、日本政府は、国際人権（自由権）規約委員会から、死刑廃止を検討し、死刑廃止に向けた世論喚起や死刑廃止の必要性に関して国民へ周知すること等を勧告されている。

- 3 日本国内では2022年6月に、懲役刑と禁錮刑を拘禁刑に再編する刑法改

正が行われた。この改正は、「懲らしめる刑罰」から「更生と教育を主眼とする刑罰」への移行を意味するものである。死刑制度が拘禁刑の理念と相容れない異質なものであることがいよいよ明白となった。

- 4 法務省は、従前から、世論調査において多数の支持を得ているとして、死刑制度の存置を主張してきた。

しかし、そもそも世論調査は、死刑についての情報がほとんど開示されない中で実施されており、そのような世論調査が適正であるかどうかの問題がある。また、その世論調査においても、死刑に代えて導入される刑罰の内容次第では、死刑の廃止も受け容れられる余地があることが示されている。

したがって、もはや世論調査を根拠に、死刑制度をこのままにしておくことは許されない。

- 5 以上により、当連合会は国に対し、死刑制度を廃止する立法措置を講じること、死刑制度が廃止されるまでの間、全ての死刑執行を停止することを求める。

以上